

会 議 録

会 議 名	令和6年度第1回木更津市廃棄物減量等推進審議会		
開 催 日	令和6年10月28日(月)	場 所	駅前庁舎8階 防災室・会議室
時 間	午後2時00分 ～ 午後3時30分		
出 席 者	【委 員】 座親 政彦 池田 健介 清水 一太郎 国友 和也 國吉 俊夫 鈴木 まり子 平野 大志 高橋 幹雄 【事務局】 吉原環境部長 石渡環境部次長兼生活衛生課長、 有馬課長、中能課長補佐、有村資源化推進係長、 山口副主幹、平野主任主事、小野主任主事、杉森主任主事		
欠 席 者	【委 員】 大川 善通		
次 第	1 開 会 2 委 嘱 状 交 付 3 事務局職員紹介 4 会 長 挨 拶 5 議 題 (1) 令和5年度木更津市一般廃棄物処理の現状について (2) プラスチックの一括回収について 6 そ の 他 7 閉 会		
公開・非公開の別	公 開	非 公 開 理 由	—
傍聴者数	な し		
配付資料	・ 会議次第 ・ 委員名簿 ・ 事務局職員名簿 ・ 会場配置図 ・ 木更津市廃棄物減量等推進審議会運営規則 ・ 議題1「令和5年度木更津市一般廃棄物処理の現状について」 ・ 議題2「プラスチックの一括回収について」 ・ その他資料「令和5年度指定ごみ袋配布事業について」 ・ その他資料「粗大ごみリユース推進事業について」 ・ その他資料「木更津市廃棄物の減量化、資源化及び適正処理等に関する条例の一部改正について」		
概 要	別紙のとおり		

【 概要 】

1 開 会

- 司 会 本日はお忙しい中、委員の皆様におかれましては木更津市廃棄物減量等推進審議会にご出席賜りましてありがとうございます。私、本日の司会を務めさせていただきます、環境部資源循環推進課 課長補佐 中能隆でございます。
- よろしくお願いいたします。
- それでは、はじめに本日お配りした資料の確認をさせていただきます。
- 委員名簿、事務局職員名簿、会場配置図、木更津市廃棄物減量等推進審議会運営規則、その他に、「議題1令和5年度木更津市一般廃棄物処理の現状について」、「令和5年度指定ごみ袋配布事業について」、「粗大ごみリユース推進事業について」、「木更津市廃棄物の減量化、資源化及び適正処理等に関する条例の一部改正について」の資料をお席に置かせていただいております。
- 過不足がございましたらお知らせください。
- また、事前にお配りしております、会議次第、議題1「令和5年度木更津市一般廃棄物処理の現状について」の資料、議題2「プラスチックの一括回収について」の資料のご用意もお願いします。
- 会議に先立ちまして、会議の公開について説明させていただきます。
- 木更津市審議会等の会議の公開に関する条例第3条「審議会等の会議は、これを公開とする。」の規定により、審議会は原則公開となっております。
- また会議録につきましても、市のホームページ及び市役所朝日庁舎2階の行政資料室において、公開することとなっておりますので、あらかじめご承知おきくださいますようお願いいたします。
- 本日は見えておりませんが、傍聴人の方がお見えになったときはお入りになっていただくこととなっておりますので、ご承知おきください。
- それでは只今から、令和6年度第1回木更津市廃棄物減量等推進審議会を開催いたします。
- なお、本日の審議会は、委員9人中、8人のご出席をいただいております、過半数に達しておりますので、木更津市廃棄物減量等推進審議会運営規則第3条第2項の規定により会議は成立しております。

2 委嘱状交付

- 司 会 はじめに、前回令和5年度の審議会から本日までに、退任された委員及び新たに着任された委員を紹介いたします。
- まず、木更津市小中学校長会推薦の泉隆史委員が退任され、新たに木更津市小中学校長会推薦の池田健介様に令和6年9月12日付けで、審議会委員にご着任いただきました。

また、木更津商工会議所推薦の原田江津子委員が退任され、新たに木更津商工会議所推薦の鈴木まり子様に令和6年9月12日付けで、審議会委員にご着任いただきました。

任期はお二方とも、前任者の残りの任期である、令和6年12月14日までとなります。

ここで委嘱状の交付をさせていただきます。

本来であれば、渡辺市長がまいりまして、市長から委嘱状を交付させていただくところではございますが、あいにく、公務が重なり、出席がかないませんので、吉原部長から交付させていただきますので、ご理解賜りたいと存じます。

お二人は恐れ入りますが、ご起立くださいますようお願いいたします。

【委嘱状交付】

○司 会 ありがとうございました。ご着席ください。

ここで、新たな委員にご参加いただく委員のお二人には簡単で結構ですので、自己紹介をお願いいたしたく存じます。恐れ入りますが、お手元にお配りした委員名簿の順ということで、池田委員からお願いできますでしょうか。

【自己紹介】

○司 会 ありがとうございました。

3 事務局職員紹介

○司 会 続きまして、事務局職員の紹介をさせていただきます。

初めに、環境部長、吉原隆史でございます。

続きまして、環境部次長兼生活衛生課 課長、石渡亮輝でございます。

続きまして、資源循環推進課 課長、有馬努でございます。

続きまして、資源循環推進課 資源化推進係長、有村真一でございます。

続きまして、資源循環推進課 副主幹、山口芳一でございます。

続きまして、資源循環推進課 主任主事、平野公己でございます。

続きまして、資源循環推進課 主任主事、小野裕太でございます。

続きまして、資源循環推進課 主任主事、杉森謙介でございます。

最後に、私、中能でございます。

よろしくお願いいたします。

これより、本日配布いたしました次第により会議を進行させていただきます。

4 会長挨拶

○司 会 それでは、審議会の開催にあたりまして、座親会長からご挨拶をいただきたいと存じます。

座親会長、よろしくお願いいたします。

◎会 長 廃棄物減量等推進審議会の開催にあたり、一言ご挨拶申し上げます。

委員の皆様におかれましては、ご多忙の中、ご出席をいただき誠にありがとうございます。さて、木更津市では、「オーガニックなまちづくり」が新たなステージへと踏み出す重要な視点として、「きさらづ地域循環共生圏の創造」を掲げ、経済・環境・社会の三側面の統合的向上をめざし、市民、事業者、各種団体等の皆様と様々な取組を今年度スタートさせました。当審議会に関連した取組としては、「資源循環の促進」をテーマに掲げ、循環経済サーキュラーエコノミーの構築に向け、リサイクル率の向上、資源循環の推進に取り組んでいると承知しております。本日、この取組に関連した議題のご審議も、予定しているところでございます。委員の皆様方には、忌憚のない、ご意見をお聞かせいただき、また本日の審議会につきましてご協力をお願い申し上げます。ご挨拶とさせていただきます。どうぞ、よろしくお願いいたします。

○司 会 ありがとうございました。

◎会 長 それでは、引き続き会議を進めます。皆様のご協力をいただきまして、会議を円滑に進めてまいりたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

続きまして、「木更津市審議会等の会議の公開に関する条例施行規則」第6条の規定により、会議録の内容について、審議会等が指定した者の確認を得ることとなっておりますので、会議録署名委員を1名選出したいと思いますが、いかがいたしましょうか。

意見がないようですので、会長一任でよろしいでしょうか。

【「異議なし」の声】

ありがとうございます。異議なし、との声がありましたので、わたしから指名させていただきます。平野大志委員にお願いしたいと思います。よろしくお願いいたします。

5 議題(1) 令和5年度木更津市一般廃棄物処理の現状について

◎会 長 それでは、議題(1)令和5年度木更津市一般廃棄物処理の現状について、事務局からの説明を求めたいと思います。

○小野主任主事

資源循環推進課の小野と申します。私からは、令和5年度の本市一般廃棄物処理の現状について、ご報告させていただきます。

なお、本日は時間に限りがございますので事前にお配りいたしました清掃事業概要の一部を抜粋して報告させていただきます。説明については、清掃事業概要、本日お配りいたしました議題1資料1の「令和5年度木更津市一般廃棄物処理の現状について」の2つをご覧くださいながら、清掃事業概要を主に説明させていただきます。

まず、本市のごみ処理の体制・流れについて概略をご説明いたします。資料の1項目木更津市ごみ処理方式の概略、清掃事業概要のP15をお開きください。

まず初めに、ごみの収集についてです。本市においてはごみを5種類「燃やせるごみ」「燃やせないごみ」「粗大ごみ」「小動物」「資源ごみ」に分類して収集しております。そのうち、「燃やせないごみ」のみ木更津市直営での収集、他は委託をし収集をしております。これらの収集ごみに、クリーンセンターへの自己搬入分を合わせたものが「本市におけるごみの総排出量」となります。

次に、収集されたごみの中間処理について説明いたします。清掃事業概要P15 中ほどをご覧ください。中間処理については、収集されたごみのうち、「燃やせるごみ」と「小動物」は、広域廃棄物処理施設かずさクリーンシステムで溶融処理、「燃やせないごみ」と「粗大ごみ」は木更津市クリーンセンターで破碎処理後に磁選別により金属類を抽出したのち、残渣類をかずさクリーンシステムで溶融処理しております。「資源ごみ」につきましては、さらに4種類「びんかんペットボトル」「容器包装プラスチック」「紙類」「衣類」に分別収集を実施し、「びんかんペットボトル」「容器包装プラスチック」「紙類」は㈱佐久間リサイクルセンターへ搬入され、選別・減容などの処理がなされております。なお、クリーンセンター及び㈱佐久間リサイクルセンターでの処理過程で出る、残渣類についても、かずさクリーンシステムにて溶融処理がされています。

最後に資源化について説明いたします。先ほどご説明いたしました各中間処理の過程で資源化が行われております。かずさクリーンシステムでは直接溶融・資源システムを採用し、溶融処理の過程で、製鉄原料やコンクリートの骨材等に使用される溶融スラグ・メタルが産出されます。木更津市クリーンセンターでは不燃ごみ、粗大ごみを破碎・磁選別し金属や有価物を取り出しています。㈱佐久間リサイクルセンターでは、搬入された資源ごみを選別・減容等の処理をした後、残渣物・資源物に分け資源化がなされております。以上のように本市のごみ処理については、最終的に資源化がより高くなるような方法で執り行っております。

次に、令和5年度のごみ処理に係る経費についてのご説明でございます。歳入は6億4789万8280円、前年度に対して440万816円の増、歳出は29億3603万8008円、前年度に対して4116万698円の増加となっております。一般会計に占めるごみ処理費用の割合は5.38%でございます。また、ごみ1tあたりの処理費用は年間で5万3626円、1人あたりの年間処理費用にすると2万917円でございます。これらはあくまで全体の数字であり、中々身近な数値でないと思いますので、経費のうちごみ処理に係る経費について詳細を説明いたします。

続きまして、ごみ排出量の令和5年度の数値に関するご報告でございます。令和5年度において、収集したごみの総排出量は5万3,209.50t、前年度比97.60%、数量にして1,310.98tの削減となっております。主な要因としましては、家庭系ごみが792.75tの減少、事業系ごみが395t減少したことが原因でございます。ごみの削減率でみると燃やせないごみの削減率が最も高いものの、削減量でみると燃やせるごみが最も削減されております。5種の平均削減量が287.45tですので、各種が満遍なく削減されているものと推察されます。家庭系ごみの1人1日あたりのごみ排出量は、緩やかに減少傾向にあります。一方では、事業系ごみに関しましては、ほぼ横ばいですので、事業系ごみに対するごみ減量化に関する検討が必要です。

次に、リサイクル率に関するご報告です。本市のリサイクル率は、20.73%で、地元自治会などによる集団回収を含めると21.37%となります。集団回収を含めた資源化率は前年度の全国平均値を上回るものの、千葉県平均においては若干下回る結果となっております。ステーションや自己搬入、許可業者による収集量は経時的にみて急激な変化は見られません。一方で、集団回収に関しましては、令和元年度から2年度にかけて、実施回数・収集数量共に急激に減少し、収集量は平成27年度に比べて35%以上減少しました。時期的には、コロナ禍と同時期であることから、他者との接触を避けるため自治会活動の縮小、資源物を積極的に廃棄したことが原因ではないかと推測しております。

最後に、一般廃棄物処理基本計画に対する事業評価となりますが、本市では令和5年3月に令和5年度を始期とした「一般廃棄物処理基本計画」を策定し、令和14年度までに達成する本市の1人1日当たりのごみに関する目標を定めました。この中で、家庭系ごみは、最終目標である642gに対して624g、前年度に対して22gの削減となり現段階で最終目標値を上回っています。事業系ごみに関しましては、最終目標252gに対して454g、前年度に対して6gの削減となっており、今後目標値までの削減可能性を探ってまいりたいと考えております。リサイクル率に関しましては、最終目標35%に対して21.37%、前年度0.26%の減少であるため、この後ご説明いたします製品プラスチックの一括回収に加えて、さらなるリサイクル施策について費用対効果を踏まえて、検討してまいります。

私からは以上でございます。

◎会 長 ありがとうございました。

説明は終わりましたけども、ご質問なりご意見等がございましたら、ご発言をいただきたいと思いますが、いかがでしょうか。

○國吉委員 41ページにごみ処理に係る経費の過去7年間の推移が載っているのですが、全体的に見て、ごみの量はそうは変わっていないですけど、人件費が下がってるんですよ。ちょうど表の真ん中ちょっと右ぐらいに、うち人件費って形で書いてあるんですけども、年々下がってるわけなんですけども、これに対して、職員の方の疲弊とかそういうのはないんですか。

○有馬課長 おっしゃる通り職員の人件費の部分が下がっているところで、その他の部分の方が上がってはいるところです。委員のおっしゃる通り、ごみは減量化しているんですが、その他の部分が増えてるというところでございます。

職員の方なんですけど、令和4年のときに当時まち美化推進課だったんですが、その時はちょっとやっぱり休職者がけっこういました。令和5年以降は、昨年は1人お休みだったんですが、現在お休みしている職員はいないというところで、現在職員に対する疲弊というのは、令和4年はかなりあったんですが、今現在はそこまでではないと考えてるところです。

○國吉委員 私が言った疲弊というのは、人件費を抑えるってことは、それだけ人数が少なくなってるってことになるんで、1人当たりの、負担している仕事量が増えていて、大変になってるんじゃないのかという懸念をしてるんですけども、そこはどうなんですか。

○有馬課長 おっしゃる通りですね、業務的には増えている部分があるかと思います。その辺につきましては、委員にご心配いただいた通りかなと思います。これにつきましては、業務の中で係の業務を超えた事務の負担、事務援助であるとか、そういった運用の仕方でもクリアしていきたいそんなふうに考えています。

◎会 長 よろしいでしょうか。
その他ございますか。
それではご意見ご質問等がないようでございますので質疑終局と認めます。

5 議題(2) プラスチックの一括回収について

◎会 長 それでは、議題(2)プラスチックの一括回収について、事務局からの説明を求めたいと思います。

○有村係長 私からは、議題(2) プラスチックの一括回収について、ご説明申し上げます。
それでは、配布資料の表題が「プラスチックの一括回収について」と記載されているものをご覧ください。

はじめに、1 「事業の概要」をご覧ください。現在、本市では容器包装プラスチックのみ分別収集を行い、製品プラスチックについては可燃ごみとして収集していますが、令和4年4月1日よりプラスチック使用製品廃棄物の分別収集及び再商品化が市町村の努力義務となったため、本市においてもごみの減量化・再資源化を目指し、今後は容器包装プラスチックと製品プラスチックの一括回収を実施したいと考えております。洗面器等、例としてお示したものが、製品プラスチック類として、新たに収集の対象となります。

続いて、2 「モデル地区事業の結果」をご覧ください。市内全域での実施に向けて、令和6年7月にモデル地区事業を実施しました。組成分析を行い製品プラスチックの収集率を確認するとともに、混入する異物についても調査を行いました。結果につきましては、下記のとおりでございます。7月に4日間収集、調査を行い、410,360gを収集した内、製品プラスチックの収集率は10.4%となりました。収集されたものやその他異物等につきまして、別紙に写真を掲載いたしましたので、ご確認ください。

続いて、3 「効果の見込み」をご覧ください。モデル地区事業の結果を踏まえて、市内全域で実施した場合の効果について検証したところ、令和5年度の本市の容器包装プラスチック収集量が789.12tであることから82.07tの排出量が見込まれます。令和5年度の本市のリサイクル率は21.37%であり、プラスチックの一括回収を実施すると21.52%となり、0.15ポイント増加する見込みです。また、二酸化炭素排出量は年間227.33t- CO_2 の減少を見込んでいます。この数字は25mプール約230個分の体積で、日本人約115人が1年間に排出する CO_2 量に相当します。具体的には令和5年度の本市の廃棄物処理における二酸化炭素排出量が22,204t- CO_2 でありますことから、製品プラスチック回収により、1.02%二酸化炭素排出量が減少する見込みとなっています。

続いて、4 「費用」をご覧ください。プラスチックの一括回収を実施することで2つの費用が発生、変動します。1つ目の費用は中間処理費用です。収集したプラスチックごみを処理機械を用いて成型します。容器包装プラスチックも同様の処理をしていますが、製品プラスチックを処理するにはより大型の機械が必要となるため、委託費の増加が見込まれます。一方、プラスチック一括回収を行うことにより、可燃ごみの処理費用は減少します。2つ目は製品プラスチック再商品化に係る費用です。先ほどの中間処理で成型したものを再商品化するために発生す

る費用ですが、特別交付税措置の対象となるので、負担は大幅には増加しません。

最後に、5「市民への周知」の項目をご覧ください。市内全域での実施に向けて課題となるのが、市民への周知です。プラスチック製品の回収量を増やし、可燃ごみの排出量を少しでも減らしていくために周知を行います。また、一括回収(収集品目の拡大)により、火災のおそれがあるリチウムイオン電池や刃物等の危険物が混入する可能性があるため、ごみ分別ガイドブックを改訂する等広報を通じて、継続して、ごみの分別の徹底を促進してまいります。

私からの説明は以上でございます。どうもありがとうございました。

◎会 長 ありがとうございました。それでは説明が終わりましたので、ご質問を受けたいと思いますが、ご意見ご質問ございましたらお願いをいたします。

○清水委員 製品プラスチックについては、今まではいわゆる燃やせるごみの赤いごみ袋で排出していると思うんですが、これから黄色い袋に入れるということですか。それとも、ものによってはどちらでも良いのですか。

○有馬課長 そうですね。製品プラスチックは、黄色い袋に入れていただきたいと考えています。ただ汚れてしまっているもの等については今まで通り、赤い袋で燃やせるごみとして出していただくことになります。

◎会 長 よろしいでしょうか。その他ございますか。

○國吉委員 2ページの4「費用」の項目で特別交付税措置で大丈夫だということになってるんですけど、これはずっと継続するものですか。

○有村係長 こちらの再商品化費用につきましては永続的に発生する見込みでございます。

○國吉委員 この特別交付税措置ですけど、これは市の財政に入って来て、環境部の方に、予算組み可能なものなんでしょうか。

○有馬課長 特別交付税になりますので、特定財源というわけではなくて、一般財源という扱いになりますので、本事業に充てるといったシステムにはならないところでございます。

○國吉委員 ということであれば、一般財源に入ってるところで、さじ加減で、ここに充当するかどうかわからなくなってくるんじゃないですか。その点はどうなんですか。

○有馬課長 おっしゃる通りなんですけど、これについて市全体として見ているということで、

ご了解いただきたいと思います。

○國吉委員 環境部としての取組として、一般財源に入ってくるものであれば、財政と話し合ってますね、これに関しては、環境部としてのリサイクルに対しての財源に、組み込むってことの打ち合わせをされたらどうでしょうかね。

○吉原部長 こちらのほうはもう打ち合わせをしておりますて、歳出がこれだけ増えるということで、始めは財政課と話していたのですが、交付税が入るよということをうちの方で調べて、財政課にも話をつけて、この分を認めてもらっています。

○國吉委員 そうですね。やはりここの説明で、リサイクルは特別交付税があるからこういう差し引き4万5942円という数字を出していながら、一般財源で入ってくるんだっていうことになって、何でも使えるってということだと、この数字計算とは違っちゃうことなるんで、今部長が言ったように打ち合わせをしまして、極力この数字に合わせるような形を、財政と話し合っておくというのは大切だと思いますので、よろしくお願いいたします。

◎会 長 よろしいでしょうか。その他いかがでしょうか。

○国友委員 中間処理費用について、容器包装プラスチックの量の前提というのは、何トンになってましたっけ。

○有村係長 令和5年度で789.12トンでございました。それに対して、今回モデル地区事業を実施いたしました10.4%の割合をかけ合わせまして、今回の見込み量として82.07トンを出しました。

○国友委員 聞いたのは、容器包装プラスチックで約5,900万円。この量の前提は789トンプラス82トンなんですか。

○有村係長 容器包装プラスチックの収集量につきましては、789.12トンということで、こちらについては、製品プラスチックの回収がまだ実施されておきませんので、容器包装のみの量になっております。

○国友委員 そうするとプラスチックを含んだ中間処理費用というのはそれに82トンを上乗せしたものの費用ということですか。

○有村係長 おっしゃる通りです。

○国友委員 ということは、789から82トン増えて1割以上増えてるんだけど、金額は1割

も増えてないですよ。

○有村係長 そうですね。おっしゃる通り、金額につきましては、容器包装プラスチックのみであれば5940万円に対して、含んだ場合は6135万となっております。

○国友委員 ということは、製品プラスチックは安く処理できるということですか。上の説明とちょっと合っていないような気がするんですけど。

○有村係長 処理量が1割増えるということで、実際の処理費用につきましても、1割増えるというのが、考えられるところではございますが、こちらにつきましては、実際に処理を予定しております施設の方に、確認をいたしました。

○国友委員 プラスチックの処理のために、より費用がかかりますよというスタンスだったわけですよ。それが製品プラスチックを処理しても、そっちの方がトン当たり安くなってるという数字ですよ。もう話が全然おかしいじゃないですか。量の前提が今おっしゃったような形であれば、ということですけど。

○有村係長 すみません。こちらの費用につきましては、製品プラスチックを含めて処理する場合の費用、しない場合の費用の差は、ご指摘の通り、金額については、1割も増えない計算ではあります。ただもともとこちらの製品プラスチックにつきましては、可燃ごみの方で焼却処分をしておりますので、そちらの方で、やはり費用が焼却処分として発生しておりましたので、今回は製品プラスチックを燃やさないで処理をした場合の金額がこちらの表でございます。

○国友委員 だから、上の容器包装プラスチックのみの中間処理費用と、製品プラスチックを含んだ中間処理費用、それぞれ上の前提がいくらで、単価がいくらになるか明らかにするんじゃないですか。

○有村係長 そうですね。量につきましては、これは令和5年度の数字になるのですが、容器包装プラスチックだけでは789.12トンであったのが、製品プラスチックとしては、恐らくは82.07トン程度相当の量が増えるという形になりますので、この789.12トンに82.07を足したものが、来年度のプラスチック一括回収の見込み量でございます。

○国友委員 そうすると、容器包装プラスチックよりも、製品プラスチックの方が処理単価が安いということですかということに戻るんですけど。元の単価であれば、5940万が1割以上増えるはずですよ。ただ1割以上トータル処理量増えるのに、値段は増えてないということは、単価が安くなるということですかということなんですけど。

○有村係長 そうですね。1トン当たりの処理単価としては安くなるという計算になります。

○国友委員 では、むしろ新しい装置を導入して、製品プラスチックをプラスできるようなものを入れて、1トン当たりの処理費用は安くなるという見込みですということですね。わかりました。

あともう1点。今約82t増える見込みだとおっしゃったこの根拠をもう一度ちょっと説明していただけますか。

○有村係長 こちらにつきましては、環境省が示しております、二酸化炭素の排出量の算出の数値、係数の一覧といいますか、そういったものが示されております。こちらの数字に基づきまして、製品プラスチックを焼却処分した場合の環境省の方の数値におきましては、…すみません。失礼しました。ご質問の趣旨を勘違いしていました。

製品プラスチック82.07トンの算出根拠につきましては、容器包装プラスチック789.12トン、この令和5年度の排出量に対して、今回令和6年度に実施いたしましたモデル地区事業における製品プラスチックの割合10.4%を掛け合わせて出した数字でございます。

○国友委員 計算の仕方はわかりました。ただ、そういう計算をしたらこれは間違いだと思ってます。というのは、10.4%というのは、今回製品プラスチックも集めたトータルの量に対する10.4%ですよね。ここでかけないといけない数字というのは、製品プラを除いた、要するに従来の容器包装プラスチックの量に対して製品プラが何%あるかというような数字をかけないと、だからもう少し数字が大きくなるんじゃないかと思うんですが、その計算方法間違っていないですか。

○有村係長 この度の資料の1ページ目でお示いたしました、モデル地区事業の結果における総回収量の数字でございますが、410,360グラムでございました。その中で、製品プラスチックが、42,520グラム。容器包装プラスチックが、325,050グラムということで、他は異物とか対象外のものとして、10.4%という数字を出した次第ですが、総回収量の方に10.4%を掛け合わせた場合、いわゆる分子の部分で、製品プラスチックの分が二重に入ってるというご指摘でしょうか。

○国友委員 そういうことです。だから、異物のところをどう扱うかにしても、410,360グラムに対する42,520グラムじゃなくて、410,360グラムから42,520グラムを引いたものに対する比率でないと、昨年度の789.12トンにかけたらいけない数字だと思うんですよね。そうするとおそらく、1割がた、回収量が多分増えると思うんですけど。

○有村係長 おっしゃるとおりでございます。

○国友委員 ご理解いただけましたか。異物の扱いは製品プラスチックと案分するのか全部今までの容器包装に押し付けるのか、そこは考え方でいいと思うんだけど、製品プラスチックまで回収物に含んだ分母のままでこの数字をかけるのはおかしいと思います。

それとせっかくだから先ほど有村さんが言いかけたCO₂の係数について、説明続けていただけますか。

○有村係長 こちらにつきましては、環境省の方がホームページで示しておりますが、製品プラスチックを廃棄、焼却処分した場合に発生するCO₂の量として、2.26という数字が使われております。こちらの数字を排出見込み量の82.07トン、こちらの数字につきましても先ほどのご指摘のとおりが二重の部分がカウントされてるかもしれませんが、82.07トンにかけ合わせた数値で見込み量として、約227トンのCO₂が排出されるといった計算をいたしました。

○国友委員 数字に関してはここで議論する話じゃないので、確認していただいたらいいと思うんですが、おそらく2.77です。残念ながら2.77は、おそらく去年見直されて、環境省の方からですね、2.76とか、小さいけどもそんな数字出されてると思うので、そこはもう一度確認していただけますか。

もう1点よろしいですか。1人当たり227トンCO₂が削減されるということで115人分だという数字出されてるんですけど、これ1人当たり2トンというのはちょっと環境省の数字と乖離してるような気がするんですが、これの根拠を教えてくださいいただけますか。

○有村係長 こちらにつきましては、環境省以外のホームページで示した数字を参考にしてあげさせていただいておりまして、こちらの根拠そのものは、環境省のホームページそのものの数字ではございません。

○国友委員 環境省と関係なく、別のどこから持ってこられた数字ですか。

○有村係長 私が確認いたしましたホームページで参考にした数字は、株式会社ウエストボックス、そういった法人が出した数字でございます。

○国友委員 環境省がおそらく1コンマ、5以下の数字を出している資料があると思いますので、もう一度確認してください。国内の家庭から排出するCO₂の1人当たりということですね。1.2とか3とかそのぐらいの数字だと思うのでちょっと差が大きいなという感じがしました。役所の方が出してるものがあるので、確認してみてください。

○有村係長 わかりました。

◎会 長 ありがとうございます。何点か確認事項がありますので事務局よろしく願いを申し上げます。
 その他ございますか。

○清水委員 5番目の市民への周知という部分でお聞きします。真ん中のあたりに、ごみ分別ガイドブックを改定する等広報を通じて云々なんです、要するに、新たなごみ分別ガイドブックを作って市民に配布するということによろしいですか。

○有村係長 来年度、令和7年10月に一括回収の実施を考えておりますが、それに先立ちまして、分別ガイドブックを新しく内容を一部変更し、改訂版として、市民の皆様にご覧いただきたいと考えております。

○國吉委員 令和7年10月ということは、ごみカレンダーが3月ぐらいに出ますよね。なおかつまた後でごみ分別ガイドブックの改訂版が出るんですか。

○有村係長 製品プラスチックも容器包装プラスチックも、収集曜日自体は全く一緒に回収する形になりますので、カレンダー上は同じになります。現在でいいますと、黄色の袋の容器包装プラスチックの日に、製品プラスチックも回収するという形で、追加するといえますか、袋自体は、全く同じ黄色の袋を使う予定でございます。収集曜日等の変更とか追加は特にございません。

○國吉委員 カレンダーのどこが変わるんですか。どういうふうに。

○有村係長 今までは製品プラスチックというのはリサイクルの対象にならないということで、燃やせるごみとして処分しておりましたが、黄色の袋で回収できるリサイクル品目として新たに製品プラスチックも対象になりますということを分別ガイドブック等で周知したいと考えております。

◎会 長 有馬課長何か補足がありますか。

○有馬課長 カレンダーについては年度末、3月に配らせていただきます。今申し上げてるのはごみ分別ガイドブックといいまして、冊子になっているもので、細かく紹介しているこれを改訂させていただきたいということでございます。

○國吉委員 改訂するってことは配るということですか。

○有村係長 はい。全世帯に配布したいと考えております。

○國吉委員 各町内会いろんな配布物があるんですよ。私から言ったら、町内会長やってますけども、勘弁してくださいって言いたくなりますよ。3月にカレンダーを配って、また途中でガイドブックの改訂版を配る。2つ配るんじゃないんですよ。もう月にいくつも回覧が来るんですよ。ここを少し考えてもらえないかなと思います。

○有馬課長 配布方法については、これから検討の方をいろいろさせていただきたいと思います。

○國吉委員 私は年度初めに何か工夫でこうなりますよっていうのは、できませんかということなんですよ。あんまり町内会に負担かけないでください。

◎会 長 何かコメントございますか。多分今は何も言えないと思いますが。

○有馬課長 すみません。今の段階で議長のおっしゃる通り申し上げることはできません。現時点でやります、やりませんとなかなか言えないところでございます。これから考えて、申し訳ないですが、できるだけ早い形で方法を考えていきたいと思います。

○國吉委員 何度も言いますが、町内会のそういう回覧板は大変なんですよ。環境部としてはこんなもんやってくださいよって言うけど、それだけじゃないんですよ。いろいろな部から来るんですよ。それを配らなきゃいけないというのは、大変な労力があるということをご理解していただいて、じゃあ環境部ではどうするのかというものを、まだ日にちがあるから、やってください。お願いします。やってください。

◎会 長 ご要望ということで、よろしくお願いいたします。
その他ございますか。

○清水委員 先ほどの國吉さんの意見に付随しますけど、ごみ分別ガイドブックはごみカレンダーと前回一緒に回ってきたと思うので、そうしていただけるとありがたいです。難しいですか。

◎会 長 間に合いますか。

○有馬課長 今の形ですと、あくまで10月に動き出すものですので、ごみカレンダーと合わせてというのは、今の段階では難しい形でございます。今のスケジュールでいきますと、3月に配るとするのはちょっとできないものになりますので、これも含め

て検討したいと思います。すみません。

◎会 長 他いかがでしょうか。

○国友委員 今課長おっしゃったのは新しい設備が立ち上がるのが来年の10月だからそれが立ち上がり次第、できるだけ早くこっちの体制にいきたいとそういう意味の10月だったんですかね。

○有馬課長 おっしゃる通りです。今佐久間というところが中間処理施設をやってるんですが、そちらが製品プラスチックに対応できる工場を立ち上げて、動くのが10月からということで伺ってますので、10月からという形にさせていただいてます。

○国友委員 せっかく国吉委員からの話もあったんで、例えば10月以降の半年はお試し期間でそっちに入れてもいいというぐらいで始めて、どの程度その量が変わってくるかということ把握しながらということで本格的には次の年度ということもあるのかなという気はしました。ただそれは1つの考え方で、今後やはり真剣に検討していただければと思いますが、周知するときに、一辺の長さが50センチ程度でというと、50センチなければだめなのか、30センチの物差しを出したらいけないのかというように感じるのでこの表現は少しいかがなものかと思います。以下なのか以内なのか知りませんが、趣旨としてはそういうことで50センチなければだめということではないですよ。

○有馬課長 委員のおっしゃる通りでございますので、そういう勘違いがないような表現にしていきたいと思います。

◎会 長 その他いかがですか。よろしいですか。それではいろいろご意見も出たところではございますが、このプラスチックの一括回収については、いずれも進めていくということで皆さんご了解していただけますでしょうか。

 よろしいですか。ありがとうございます。

 それでは質疑終局と認めます。

 以上をもちまして本日の議題はすべて終了となりましたので、進行事務局の方にお返しをさせていただきます。ご協力ありがとうございました。

○司 会 座親会長ならびに委員の皆様、慎重なご審議ありがとうございました。

 それでは、その他といたしまして、事務局から4点の報告事項がございます。事務局は報告をお願いいたします。

○有村係長 最初に、指定ごみ袋配布事業について説明させていただきます。令和4年度に引き続き、令和5年度は2回、配布を行いました。いずれも国の交付金を受けての

実施で、1回目は新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金、2回目は物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金を受けて事業を行いました。また、令和4年度の配布と異なり、令和5年度の2回の配布では、いずれも可燃大10枚、可燃中20枚、可燃小30枚の選択制により当該事業を実施しました。指定ごみ袋の引換率につきましては、令和4年度は88.5%、令和5年度1回目は90.0%、2回目は90.6%と、一般廃棄物協同組合や協力店舗などのご協力のおかげをもちまして、少しずつ引換率を上昇させながら、大過なく当該事業を実施することができました。なお、事業費につきましては、袋の選択制を実施したこと、引換券と印刷、システムの導入・運用保守、派遣業務に係る委託等におきまして、令和4年度と比較して増額となっておりますが、交付金の充当を受けております旨を申し添えます。また、令和5年度2回目における引換の割合について若干説明させていただきますと、可燃大と引き換えた方の割合は57.9%、可燃中は33.5%、可燃小は8.6%で、可燃大を選択された方が一番多かったのですが、配布した袋の枚数及び割合で言いますと、選択制によるものか、可燃大は714,250枚で38.3%、可燃中は828,040枚で44.5%、可燃小は319,680枚で17.2%であり、可燃大よりも、ごみの容量という点でお得な、可燃中の割合の方が高かったという結果になりました。最後に、市民の方々の反応についてでございますが、可燃大、中、小の選択制の実施により、各世帯のニーズに合ったごみ袋をお受け取りいただけるようにいたしましたことから、多くの市民の方にご好評いただいたものと考えております。指定ごみ袋に関する報告は以上でございます。

続きまして、「木更津市粗大ごみリユース推進事業」についてご報告申し上げます。当事業につきましては、クリーンセンターに持ち込まれた粗大ごみの中で、修理等必要としない、再使用可能な家具等を希望する市民に提供することにより、使用済み製品の再使用を推進し、ごみの減量化及び資源化を図ることを目的に、今年の7月から月1回、第3土曜日にクリーンセンターにおいて実施しております。なお、実績につきましては、7月は21品の展示品の内18品を、8月は25品の展示品の内20品を、9月は30品の展示品の内30品を、10月は25品の展示品の内25品を提供しております。今後は、クリーンセンターに持ち込まれる粗大ごみの内容にもよりますが、年末や年度末等、より多くの粗大ごみが持ち込まれ、リユース可能な家具等が増えたら、月に2回実施する等、事業の拡大についても検討してまいりたいと考えております。

続きまして、木更津市廃棄物の減量化、資源化及び適正処理等に関する条例及び規則の一部改正について報告させていただきます。このたび、全庁的に手数料の見直しが行われ、令和6年12月に手数料条例が一部改正される見込みです。一般廃棄物処理手数料について定めのある、木更津市廃棄物の減量化、資源化及び適正処理に関する条例及び規則につきましても、このたびの手数料の見直しに伴い、臨時に市が収集、運搬及び処分するときの手数料及び、燃やせるごみ又は燃やせないごみを市長が指定していた旧ごみ袋(燃やせるごみ用又は燃やせないごみ用)に収納し、手数料納付済証を貼付して、一般廃棄物処理基本計画所定の

収集場所に搬出するときの手数料を廃止するため、関係条文の整備をしようとするものです。

最初に条例についてご説明申し上げます。資料の条例31条の別表第1―種別：その他の一般廃棄物のマーカーを引いてある箇所をご覧ください。「臨時に市が収集、運搬及び処分するとき」「1キログラムまでごとに15円」「収集の際に現金」につきましては、以前、直営により粗大ごみを収集していた時期におきまして、粗大ごみと一緒に、小さな可燃・不燃ごみ等を回収していた時期がありましたが、現在、取扱の実態が無いものであり、また、実施も困難でありますことから削除しようとするものでございます。また、「燃やせるごみ又は燃やせないごみを市長が指定していた旧ごみ袋(燃やせるごみ用又は燃やせないごみ用)に収納し、手数料納付済証を貼付して、一般廃棄物処理計画所定の収集場所に搬出するとき」「手数料納付済証20リットル用1枚につき15円」「手数料納付済証30リットル用1枚につき25円」「手数料納付済証45リットル用1枚につき40円」「手数料納付済証」につきましては、平成16年4月から実施しております指定ごみ袋の有料化に伴い、「一般廃棄物処理手数料納付済」の文言が入っていない旧指定ごみ袋を使用するに当たって、手数料納付済証のシールを貼ってごみは排出していただくものでございましたが、現在、納付済証の取扱の実態がないことから、同様に削除しようとするものでございます。

続きまして規則についてご説明申し上げます。規則のマーカーを引いてある箇所をご覧ください。規則第6条第4項及び別記第5号様式の4の全部、第6条の2第2項及び第6条の3第2項一部につきましては、手数料納付済証に関する内容でございますので、条例と同様に削除しようとするものでございます。以上が、このたびの一部改正に関する内容でございます。なお、条例別表第1で掲げております、このたび削除をしようとする手数料以外の手数料につきましては、今後、具体的に見直しを行い、精査が終わり次第、改定について審議委員の皆様にご諮ってまいりたいと考えております。

最後に、資源ごみの衣類の出し方についてご報告申し上げます。現在、衣類につきましては、雨に濡れるとリサイクルされないため、雨天時や雨の降りそうな日には出さずに、次回の収集日に出していただくよう市民の皆様をお願いするとともに、たたんでひもで束ねて出していただくようお願いしております。先にお配りしております、清掃事業概要の15ページに衣類の処理の流れが載っておりますが、現在、資源ごみとして出されている衣類147.55tのうち、3割(30.71%)に相当する45.32tが、雨に濡れてカビが生えてしまう等の理由により、リサイクルに回すことができない状況にあり、可燃ごみとして処理しておりますことから、衣類のリサイクル率の向上を図るために、衣類をビニール袋等に入れて出していただくことを、市民の皆様をお願いしたいと考えております。

以上が報告のすべてでございます。

○司 会 では、質問等がある方はいらっしゃいますか。

○清水委員 先ほど衣類はビニール袋に入れろと。そのビニール袋は何でもいいんですか。
例えば、市指定のごみ袋とか何かでもいいんですか。

○有村係長 おっしゃる通り指定のごみ袋を使わずに出していただくこと可能です。あくまで雨に入れることを、防止するための目的ということで、指定袋を使っていただく必要はございません。こちらの実施につきましては、確定ではございませんが、来年の4月頃から実施ができればと考えております。

○清水委員 何でも良いのですね。衣類だけですか。段ボールとかも濡れてしまうとリサイクルできないと思うのですが。

○有村係長 現時点については衣類のみについての検討を考えております。

○司 会 清水委員よろしいでしょうか。その他いかがでしょうか。

では、質問や意見が出尽くしたようですので、以上をもちまして、木更津市廃棄物減量等推進審議会を閉会いたします。委員の皆様の任期が令和6年12月14日で終了となるため、各団体に推薦をお願いしておりますので、よろしくお願いいたします。また、次回の審議会は、来年2月頃を予定しておりますが、詳細は改めてご案内いたします。

皆様、長時間ありがとうございました。

上記会議録を証するため下記署名いたします。

令和6年12月6日

署名人 平 野 大 志